

# 全額繰上償還申出書

年 月 日

公立学校共済組合神奈川支部長 殿

所属コード									
所属所名 (TEL)	( )								
組合員証番号									
氏名 (職名)	( )								印

受付期間：毎月16日～翌月15日に当支部着。(休日の場合は前日)

(例) 7/16～8/15 着 → 9/1～15 振込(9月上旬振込書発送)

公立学校共済組合貸付規程及び公立学校共済組合神奈川支部貸付細則に基づいて、次の借受金を全額繰上償還したく申し出ます。

貸付種別を○で囲み、貸付番号と貸付年月日を記入してください。

一般	住宅災害	住宅	教育	災害	医療	結婚	葬祭	介護 (住宅)	介護 (災害)
11	21	31	41	51	61	71	72	81	82

貸付番号	第								号	貸付年月日	年	月	日
------	---	--	--	--	--	--	--	--	---	-------	---	---	---

償還する理由を○で囲み、記入してください。

ア 退職・転出する予定( 年 月 日)

イ 休職・休業等で給料が無給となる可能性がある

ウ 物件を売買するため

エ その他 ( ) (例)資金が用意できたため

- 振込書は受付締切後の翌月上旬に、所属所経由で本人あてに送付します。
- 納付期限は受付締切の翌月15日です。(休日の場合は前日)
- 振込期間内に振込みがなければ、取消しになります。
- 繰上金の振込月までは、給与等から控除(給与天引)されます。(翌月から引かれなくなります。)
- 残高は、貸付決定時にお渡ししている償還表を参考にしてください。
- 11・12月に全額繰上償還する時は、次のことにお気をつけください。(住宅関係で借りた時のみ)

↓

年末調整の所得税の住宅借入金特別控除の適用外になってしまいます。  
 全額繰上償還により12月末の残高が0になるためです。(当支部から送付の「年末残高証明書」も無効になります。)

【対象：住宅貸付・住宅災害貸付・介護構造貸付・一般貸付(住宅関係で借り受けた場合に限る)】

※ 所得税の控除を受けたい時は、11/16以降に「全額繰上償還申出書」を提出してください。

【提出先】 〒231-8309 横浜市中区日本大通 5-1 公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ